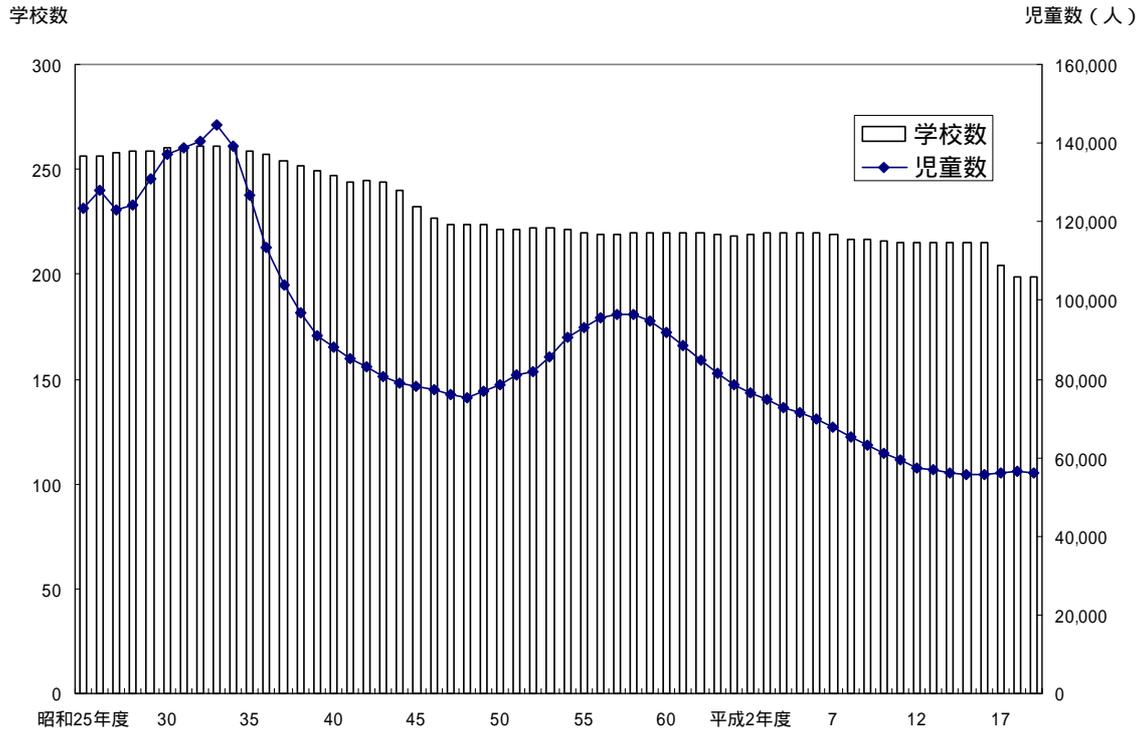


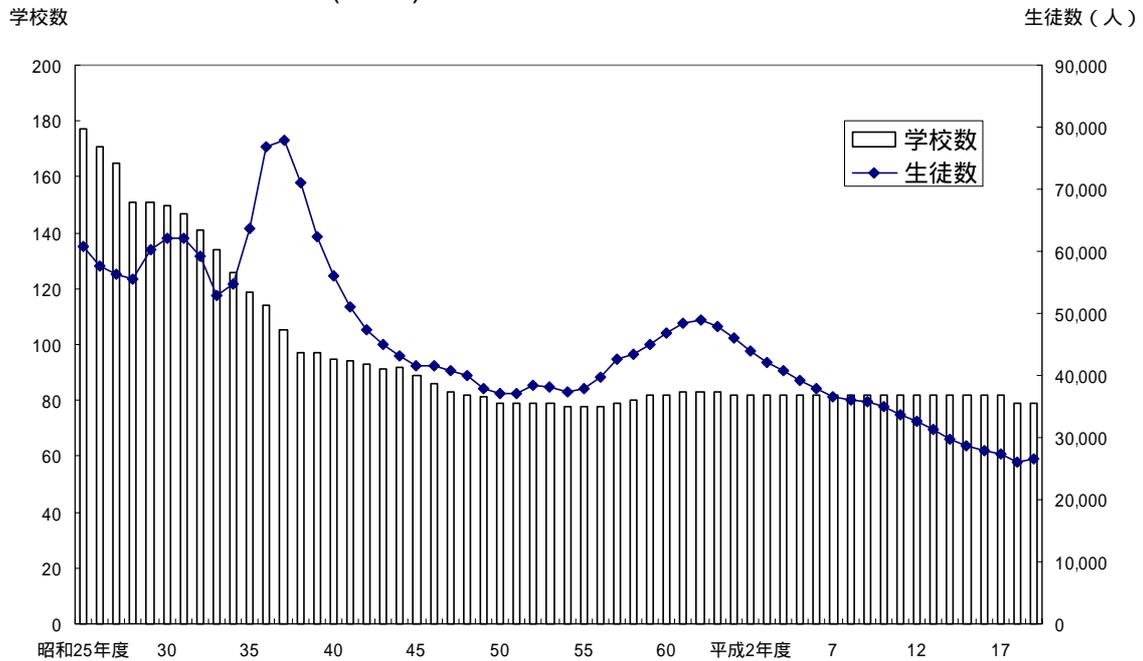
資 料 編

資料 1

県内市町立小学校児童数・学校数の推移



県内市町(組合)立中学校生徒数・学校数の推移



市町(組合)立小中学校数の5年ごとの推移

(単位:校)

	昭和25	30	35	40	45	50	55	60	平成2	7	12	17	19
小学校	256	260	259	247	232	221	220	220	219	219	215	204	199
中学校	177	150	119	95	89	79	78	82	82	82	82	82	79

出典：学校基本調査

資料2 県内市町(組合)立小中学校の児童生徒数の見込

県全体

(単位：人,%)

区分	平成19年度 (2007)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)	平成32年度 (2020)	減少数 (平成19年度 32年度)	減少率 (平成19年度 32年度)
小学校	56,277	56,000	49,800	41,400	14,877	26.4
中学校	26,451	26,200	26,600	23,100	3,351	12.7
合計	82,728	82,200	76,400	64,500	18,228	22.0

(推計方法)

- ・平成19年度は、平成19年度学校基本調査に基づく実数
- ・平成22年度、27年度、32年度は、国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来人口推計平成19(2007)年5月推計」における香川県の年少人口を参考に推計

資料3

小中学校の統合状況(平成10年度から現在までの統合)

(平成19年4月1日現在)

統合年度	市町名	前年度の状況			統合年度の状況			遠距離通学者への対応
		学校名	児童生徒数	普通学級数	学校名	児童生徒数	普通学級数	
平成10年度	津田町 (現・さぬき市)	津田小学校 北山小学校	272 9	11 5	津田小学校	276	11	スクールタクシー (タクシー会社に委託)
11年度	池田町 (現・小豆島町)	池田小学校 三都小学校	319 49	12 6	池田小学校	354	12	スクールバス
17年度	東かがわ市	福栄小学校 五名小学校 " 鈴竹分校 " 長野分校	86 6 (休校) (休校)	6 2	福栄小学校	79	6	スクールバス (中学校と兼用) 学校行事によりスクールタクシー利用
	土庄町	湊崎小学校 大部小学校 大鐸小学校 土庄小学校 戸形小学校	223 45 40 247 37	7 6 6 8 5	湊崎小学校 土庄小学校	323 277	12 11	スクールバス 3台 (バス会社に委託)
	綾川町	山田小学校 粉所小学校 西分小学校 西分南小学校 羽床上小学校	154 49 34 5 66	6 6 5 3 6	綾上小学校	286	10	スクールバス (3路線運行)
	まんのう町	琴南東小学校 琴南西小学校	33 91	6 6	琴南小学校	119	6	路線バス (停留所までが遠距離の場合は町公用車も利用)
	観音寺市	大野原小学校 五郷小学校	511 45	15 6	大野原小学校	549	17	スクールバス
18年度	三木町	白山小学校 神山小学校 田中小学校 小蓑小学校 三木中学校 神山中学校 小蓑中学校	328 6 132 4 821 5 4	12 3 6 2 22 2 2	白山小学校 田中小学校 三木中学校	331 132 784	12 6 21	スクールタクシー 3台 (タクシー会社に委託)
	まんのう町	仲南東小学校 仲南西小学校 仲南北小学校 満濃中学校 仲南中学校	111 57 61 349 107	6 6 6 9 4	仲南小学校 満濃中学校	194 439	7 12	スクールバス (3路線運行) スクールバス (1路線運行)
	計	34 (小学校29) (中学校5)	4,306 (3,020) (1,286)	213 (174) (39)	13 (小学校11) (中学校2)	4,143 (2,920) (1,223)	143 (110) (33)	

資料4

小中学校の学校規模の状況（平成19年5月1日現在）

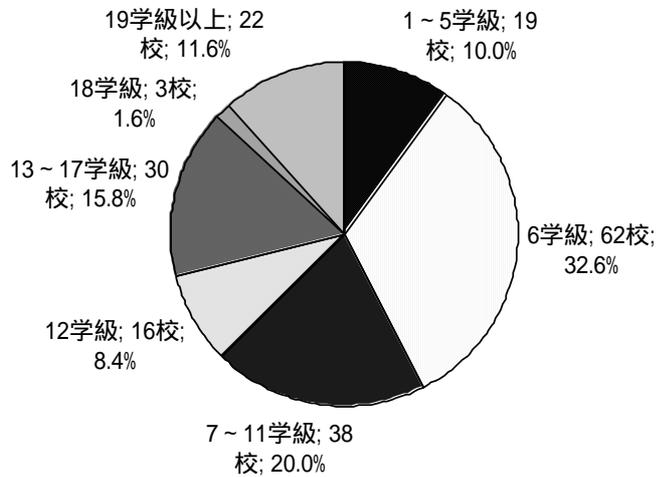
小学校	学校数（学校規模別）									普通学級数計
	休校	1～5学級	6学級	7～11学級	12学級	13～17学級	18学級	19学級以上	計	
高松市	3	3	11	5	1	16	3	15	57	751
丸亀市		3	1	4	1	5		4	18	217
坂出市	2	4	2	5	2	1			16	109
善通寺市			4	3	1				8	67
観音寺市		1	3	4	1	4			13	128
さぬき市	1	4	4	4	1	1		1	16	124
東かがわ市	1		3	3	2				9	68
三豊市	1	3	16	4	1	1			26	168
土庄町		1	2	2					5	38
小豆島町			4	1					5	32
三木町			1		1	1		1	4	53
直島町			1						1	6
宇多津町						1		1	2	36
綾川町			1	2	2				5	52
琴平町			3						3	18
多度津町	1		1		3				5	42
まんのう町			5	1					6	39
県計	9	19	62	38	16	30	3	22	199	1,948

中学校	学校数（学校規模別）									普通学級数計
	休校	1～5学級	6学級	7～8学級	9学級	10～11学級	12学級	13学級以上	計	
高松市	1	3	3	1			1	15	24	309
丸亀市		3					1	4	8	93
坂出市	2	3			1			2	8	42
善通寺市							2		2	24
観音寺市		1		1			1	2	5	51
さぬき市			3	1	1	1			6	46
東かがわ市	1		1			1	1		4	29
三豊市	1	1	1		1	2	1		7	52
土庄町		1					1		2	15
小豆島町			1		1				2	15
三木町								1	1	22
直島町		1							1	3
宇多津町							1		1	12
綾川町			1					1	2	21
琴平町				1					1	7
多度津町	1							1	2	15
まんのう町		1					1		2	15
学校組合								1	1	14
県計	6	14	10	4	4	4	10	27	79	785

出典：平成19年度学校基本調査

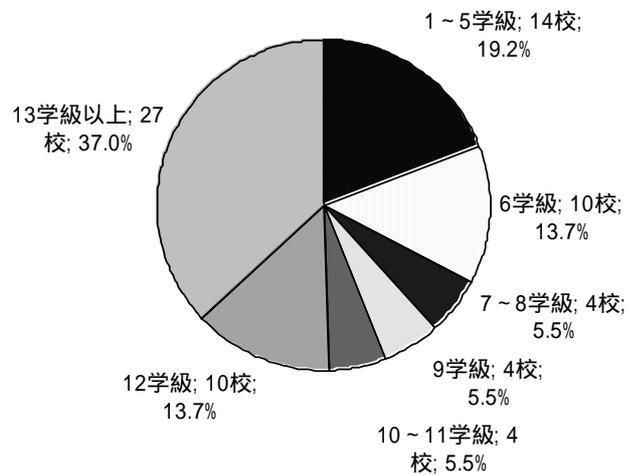
小学校	普通学級の児童数	特別支援学級の児童数	児童数計 +
高松市	23,896	309	24,205
丸亀市	6,831	92	6,923
坂出市	2,579	43	2,622
善通寺市	1,776	23	1,799
観音寺市	3,557	35	3,592
さぬき市	2,872	34	2,906
東かがわ市	1,694	31	1,725
三豊市	3,626	50	3,676
土庄町	720	14	734
小豆島町	798	14	812
三木町	1,661	27	1,688
直島町	173	5	178
宇多津町	1,189	22	1,211
綾川町	1,318	17	1,335
琴平町	556	9	565
多度津町	1,290	13	1,303
まんのう町	985	18	1,003
県計	55,521	756	56,277

学校規模の割合



小学校

中学校	普通学級の生徒数	特別支援学級の生徒数	生徒数計 +
高松市	10,886	92	10,978
丸亀市	3,104	18	3,122
坂出市	1,290	13	1,303
善通寺市	818	10	828
観音寺市	1,636	7	1,643
さぬき市	1,401	11	1,412
東かがわ市	904	9	913
三豊市	1,597	12	1,609
土庄町	430	4	434
小豆島町	449	3	452
三木町	802	16	818
直島町	72	2	74
宇多津町	383	6	389
綾川町	725	9	734
琴平町	243	3	246
多度津町	535	7	542
まんのう町	486	10	496
学校組合	453	5	458
県計	26,214	237	26,451



中学校

資料5

中学校の教員配置数の例(6学級・9学級・12学級)

教員数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき算定される。(加配は含まない。)

なお、教科別教員数は、教科指導の時間数等を考慮して各教科の教員をモデル的に配置した場合の例であり、実際の教員配置は学校によって異なっている。

区分	校長	教科別教員数 (教頭を含み、養護教諭・学校栄養職員を除く)								
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語
6学級 教員数 12人	1	1	1	2 (技術 兼務)	1	1	1	2	1 (家庭科)	1
9学級 教員数 17人	1	2	2	2	2	1	1	2	2 (技術) (家庭科)	2
12学級 教員数 20人	1	3	2	3	2	1	1	2	2 (技術) (家庭科)	3

他県の指針等における学校規模(標準規模)

区分	宮城県	山梨県	和歌山県	高知県
小学校	12学級以上	クラス替えの可能な12学級以上	1学年平均2学級を下限とする12学級～18学級	最低12学級程度
中学校	9学級以上	クラス替えの可能な6学級以上	1学年平均3学級を下限とする9学級～18学級	最低6学級程度

【出典】

「県内市町村立小・中学校の標準的規模について」(平成18年4月:宮城県教育委員会)

「小・中学校適正規模検討報告書」(平成19年3月:山梨県小・中学校適正規模検討委員会)

「公立小・中学校の適正規模化について(指針)」(平成18年6月:和歌山県教育委員会)

「高知県における小中学校の適正規模について」(平成17年3月:小中学校適正規模検討委員会)

資料6 関係法令等

【小中学校の設置及び規模に関する法令】

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第29条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

第40条 第18条の2、第21条、第25条、第26条、第28条から第32条まで及び第34条の規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第18条の2中「前条各号」とあるのは、「第36条各号」と読み替えるものとする。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第40条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）の定めるところによる。

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする

（中略）

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第42条中「5学級」とあるのは「2学級」と、第55条及び第56条中「第50条第1項、第51条又は第52条」とあるのは「第72条、第73条（併設型中学校にあつては第117条において準用する第107条、連携型中学校にあつては第76条）又は第74条」と読み替えるものとする。

【小中学校の設置及び規模に関する通知】

公立小・中学校の統合方策について

（昭和31年11月17日 文初財第503号）

各都道府県教育委員会、各都道府県知事あて 文部事務次官通達）

公立小・中学校のうちには小規模の学校が多く、これらの学校においては、一般に教員の適正な配置や施設設備の整備充実をはかることがむずかしいため教育効果の向上を図ることが困難であるばかりでなく、学校経費も割高となつている現状である。文部省においては、この問題の重要性にかんがみ、さきに中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。

ついては、貴職におかれても学校統合の意義にじゅうぶん考慮を払い、地方の実情に即し答申の趣旨を施策の参考として、統合の推進をはかるとともに、貴管内関係機関に対して趣旨の徹底方をお願いする。

なお、文部省においては答申の趣旨に従つて所要の措置を講じ、具体的な事項については、指導書を作成する等により目的の達成に努める所存であるが、このことについては、おつて連絡する。

別紙

昭和31年11月5日

文部大臣殿

中央教育審議会

（第12回答申）

公立小・中学校の統合方策についての答申

本審議会は、公立小・中学校の統合方策について、特別委員会を設けて審議を行つて得た結論に基き、総会においてさらに慎重に審議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

記

公立小・中学校のうち小規模学校の占める割合は大きく、これらの小規模学校は職員組織の充実と施設設備等

の拡充を図る上で困難を伴うことが多いので、これを適正な規模にまで統合することは義務教育水準の向上と学校経費の合理化のためきわめて重要である。

特に、ここ数年来画期的な規模において町村の合併が行われ、合併市町村ではその建設計画において地域の文化的中心であり精神的結合の基礎である学校の統合を重要な課題としてとりあげているので、この機運とあわせて、小規模学校の統合を促進することはきわめて適切なことである。

これらの諸点にかんがみ、この際合併市町村における学校の統合はもとより、その他の市町村における学校の統合についても、次の要領により積極的計画的に実施する必要がある。

一 学校統合の基本方針について

- 1 国及び地方公共団体は、前文の趣旨に従い、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとられることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向をじゆうぶんに考慮して計画的に実施すること。
- 3 学校統合は慎重な態度で実施すべきものであつて、住民に対する学校統合の意義についての啓発については特に意を用いること。

二 学校統合の基準について

- 1 小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12学級ないし18学級を標準とすること。
- 2 児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあつては4キロメートル、中学校生徒にあつては6キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

三 学校統合に対する助成について

- 1 国は、学校統合により必要とされる施設の建築費についてじゆうぶんにかつ計画的に助成すること。
- 2 国は、各種振興法に基く補助金等の配分については、統合を行つた学校に対し格別の考慮を払うこと。
- 3 国は、学校統合に伴い児童生徒の通学を容易にするため必要とするスクールバス、スクール・ポート等の交通機関の設置に対して助成策を講ずること。

公立小・中学校の統合について

(昭和48年9月27日 文初財第431号)

各都道府県教育委員会あて 文部省初等中等教育局長、文部省管理局長通達)

学校統合の方策については、昭和31年に「公立小・中学校の統合方策について」(昭和31年11月17日付文初財第503号文部事務次官通達)をもつて通達されているところであり、貴委員会におかれても貴管下市町村に対して御指導を願つてきたところでありますが、その後の実施状況にかんがみますと、なお、下記のような事項に留意する必要があると考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いします。

記

- 1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的なふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- 2 (1) 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童、生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。
(2) 学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。
(3) 統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。